

東京都の居住支援法人を新たに指定しました！

東京都では、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援、セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証などを行う法人を、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第 40 条に基づき、東京都の住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しています。

このたび、新たに 3 法人を指定しましたので、お知らせいたします。

<新たに指定した居住支援法人>

法 人 名	株式会社生活クラブすまい・る
指 定 番 号	東京都知事第 61 号
指定年月日	令和 7 年 5 月 29 日
法人の住所	東京都世田谷区赤堤四丁目 1 番 6 号 生活クラブ赤堤館 2 F
支援業務を行う 事務所の所在地	東京都世田谷区赤堤四丁目 1 番 6 号 生活クラブ赤堤館 2 F

法 人 名	株式会社東京総合地所
指 定 番 号	東京都知事第 62 号
指定年月日	令和 7 年 7 月 14 日
法人の住所	東京都世田谷区喜多見八丁目 15 番 26 号 ロイヤルコート世田谷 103 号室
支援業務を行う 事務所の所在地	東京都世田谷区喜多見八丁目 15 番 26 号 ロイヤルコート世田谷 103 号室

法 人 名	特定非営利活動法人いちごの会
指 定 番 号	東京都知事第 63 号
指定年月日	令和 7 年 7 月 14 日
法人の住所	東京都東久留米市本町一丁目 5 番 18 号 1 階
支援業務を行う 事務所の所在地	東京都東久留米市本町一丁目 5 番 18 号 1 階

※ 居住支援法人制度の概要や法人一覧等は、こちらをご覧ください。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/safety_net/shien/kyojushien



(問合せ先) 住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課
直通 03-5388-3320